

○社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設 エスポアールそとめ
訪問リハビリテーション 運営規程

令和6年7月1日

(目的)

第1条 社会福祉法人 日浦会が、運営する訪問リハビリテーション事業は、事業に関わる理学療法士及び作業療法士、言語聴覚士（以下「理学療法士等」という）が要介護状態や要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対して、要介護者等とご家族等の生活が豊かで有意義のあるものとなるように、人を大切に思い、地域を大切に思っ、人と人とのつながりを大切にした訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業者が提供する訪問リハビリテーションは、要介護者または要支援者（以下、「要介護者等」という）の居宅に訪問して要介護者等が可能な限り自立した居宅での生活を営むための心身の機能の維持または回復を目的とした理学療法や作業療法及びその他のリハビリテーションの提供を行うこととする。
- 2 事業者が提供する訪問リハビリテーションは、常に要介護者等の立場に立って、その意思及び人格を尊重して病状や心身の状態及び生活環境等の把握に努めて要介護者等の要介護状態の改善や悪化の防止及び要支援者が要介護状態となることの予防に資するように医師の指示を受けた理学療法士等によって計画的に行うこととする。
 - 3 訪問リハビリテーションの提供に当たって得られた情報は、適切に取りあつかうこととする。また、訪問リハビリテーションを行う上で必要とされる事項については、利用者やその家族が理解しやすいように説明を十分に行うこととする。
 - 4 訪問リハビリテーションを提供する理学療法士等は、訪問リハビリテーションの利用者の日常生活において必要な介護や支援の方法のアドバイス等を利用者の家族等に行うこととする。

(名称及び所在地)

第3条 事業者の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所在地
社会福祉法人 日浦会 介護老人保健施設エスポアールそとめ 訪問リハビリテーション	長崎県長崎市上黒崎町 2201 番地 3

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所の職員(以下「職員」という)の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職種	員数	職務内容
医師	常勤1人	訪問リハビリテーション事業の提供に関わる業務
理学療法士等	常勤8人(兼務)	訪問リハビリテーション事業の提供

(業務日及び業務時間)

第5条 業務日及び業務時間は、次のとおりとする。

- (1) 業務日は、月曜日から土曜日までとする。ただし8/15、12/31～1/3の期間を除く。
- (2) 業務時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 前号に掲げるものの他に施設長が必要と認めた場合は、業務日及び業務時間を臨時に変更することができる。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき行う理学療法士等による要介護者等の居宅等へ訪問してのリハビリテーションとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業実施地域は、次のとおりとする。

事業提供地域
《長崎市》 〈旧外海地区〉 神浦口福町 神浦上道徳町 神浦下道徳町 神浦江川町 神浦丸尾町 神浦北大中尾町 神浦上大中尾町 神浦下大中尾町 神浦扇山町 神浦夏井町 神浦向町 上大野町 下大野町 赤首町 西出津町 東出津町 新牧野町 上黒崎町 下黒崎町 永田町 〈三重地区〉 松崎町 檜山町 畦町 三重町 三重田町 三京町 京泊1丁目～3丁目 さくらの里1丁目～3丁目 畝刈町 豊洋台1丁目・2丁目 多以良町 鳴見町 鳴見台1丁目・2丁目 〈琴海地区〉 西海町

(利用料その他の費用の額)

- 第8条 訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 2 前条に規定した通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収するものとする。自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業実施地域を超えた地点から片道1キロメートルにつき50円とする。
 - 3 前項の費用の支払を受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対して提供するサービスの内容及び費用についての説明を行い利用者の同意を得るものとする。

(緊急時における対応)

- 第9条 訪問リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、理学療法士等が行なえる範囲での必要な臨時応急手当を行うとともに速やかに主治医等へ連絡を行って指示を求める。

(苦情処理)

- 第10条 提供した事業等に関する利用者からの苦情に対して迅速かつ適正に対処するための苦情受付窓口を設置し、苦情等があった場合速やかに必要な措置を講ずる。

(秘密保持)

- 第11条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族等の個人情報等を漏らしてはならない。職員でなくなった後においても同様とする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第12条 職員の質的向上を図るための法令遵守及び社会通念の維持、安全管理のための研修の機会を次のとおりに設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3月以内
- (2) 継続研修 年1回(虐待防止、ハラスメント、認知症の理解と対応、安全管理(災害対応を含む)、その他)

(虐待(身体拘束を含む)及びハラスメントに関わる項目)

- 第13条 いかなる場合も(身体拘束を含む)虐待やハラスメントを防止し、それに付随する事柄を排除することとする。
- 2 いかなる場合も人権を尊重し虐待及び身体拘束等の虐待に付随する事柄を排除する行動をとることとする。

(1) 人権を尊重し虐待及び身体拘束等の虐待に付随する事柄を排除するために虐待防止に関わる学習を常態的に行うこととする。

3 いかなる場合も法令を遵守し、社会通念から逸脱しない行動をとることとする。

(1) 法令を遵守し、社会通念から逸脱しないハラスメント防止を目的とした学習を常態的に行うこととする。

(認知症に関わる項目)

第14条 認知症への理解を深め、認知症を有するご利用者やそのご家族に対して適切な対応を可能とする行動をすることとする。

2 認知症への理解を深め、認知症を有するご利用者やそのご家族に対して適切な対応を可能とするために常態的に学習を行うこととする。

(災害時事業継続計画に関わる項目)

第15条 感染症拡大及び自然災害、その他の災害や事故発生時に適切な対応を行い、事業の継続及び中止、中断、再開の基準を定めたものを「災害時事業継続計画」とし災害時は、それを基準とした行動をとることとする。

2 災害時事業継続計画は、適宜に改定し適切な災害対応水準を保つこととする。

3 災害対応中に災害時事業継続計画に含まれない事柄に接した場合は、安全を優先した行動をとることとする。

(雑則)

第16条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人日浦会の役員会において定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年 7月 1日から施行する。